



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
3月29日(金)  
号外  
第25号

## 目次

### 規 則

○栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正	1
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正	3
○とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則等の一部改正	5
○栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例施行規則の一部改正	12
○栃木県財務規則の一部改正	12

### 企 業 局

○栃木県公営企業財務規程の一部改正	21
-------------------	----

## 規 則

### 栃木県規則第7号

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則（昭和54年栃木県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例施行規則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例</u>（昭和54年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、栃木県ライフル射撃場（以下「射撃場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用許可の申請等)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第1項の規定により同項に規定する有料施設等（以下「有料施設等」という。）を利用しようとする者（次条の規定により専用して利用しようとする者を除く。）は、栃木県ライフル射撃場利用許可申請書（別記様式第1号）を指定管理者に提出し、<u>利用料金を支払い</u>、栃木県ライフル射撃場利用券（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項において許可された時間を超えて有料施設等を利用しようとする者は、栃木県ライフル射撃場超過利用許可申請書（別記様式第3号）を指定</p>	<p><b>栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例</u>（昭和54年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、栃木県ライフル射撃場（以下「射撃場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用許可の申請等)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第1項の規定により同項に規定する有料施設等（以下「有料施設等」という。）を利用しようとする者（次条の規定により専用して利用しようとする者を除く。）は、栃木県ライフル射撃場利用許可申請書（別記様式第1号）を指定管理者に提出し、<u>使用料を納入し</u>、栃木県ライフル射撃場利用券（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項において許可された時間を超えて有料施設等を利用しようとする者は、栃木県ライフル射撃場超過利用許可申請書（別記様式第3号）を指定</p>

管理者に提出し、利用料金を支払い、栃木県ライフル射撃場超過利用券（別記様式第4号）の交付を受けなければならない。

(附属設備の利用料金の基準額)

**第6条の2** 条例別表2附属設備の利用料金の基準額の部に規定する規則で定める附属設備及び規則で定める額は、別表のとおりとする。

(専用利用の場合の利用料金の支払)

**第7条** 専用利用の場合の利用料金は、第4条第3項の通知書を受理後指定管理者が定める期限までに支払わなければならない。

**第8条・第9条** 略

**第10条** 略

**第11条** 略

(利用料金の公告)

**第12条** 知事は、条例第5条第2項後段の承認をしたときは、当該承認に係る利用料金を公告するものとする。

**第13条・第14条** 略

別表（第6条の2関係）

名 称	区 分	基 準 額
略		
備考 略		

管理者に提出し、使用料を納入し、栃木県ライフル射撃場超過利用券（別記様式第4号）の交付を受けなければならない。

(附属設備の使用料)

**第6条の2** 条例別表2附属設備使用料の部に                    に規定する規則で定める附属設備及び規則で定める額は、別表のとおりとする。

(専用利用の場合の使用料の納入)

**第7条** 専用利用の場合の使用料は、第4条第3項の通知書を受理後知事が定める納期限までに納入しなければならない。

(使用料の減免申請)

**第8条** 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、栃木県ライフル射撃場使用料減免申請書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

**第9条・第10条** 略

**第10条の2** 略

**第10条の3** 略

(使用料の還付請求)

**第11条** 条例第5条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、栃木県ライフル射撃場使用料還付請求書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

**第12条・第13条** 略

別表（第6条の2関係）

名 称	区 分	使 用 料
略		
備考 略		

別記様式第1号中「|※使用料|」を「|※利用料金|」に改める。  
別記様式第2号中「|使用料|」を「|利用料金|」に改める。  
別記様式第3号中「|※使用料|」を「|※利用料金|」に改める。  
別記様式第4号中「|使用料|」を「|利用料金|」に改める。  
別記様式第6号中「|使用料|」を「|利用料金|」に、「|納付期限|」を「|支払期限|」に改める。  
別記様式第9号及び別記様式第10号を削る。

## 附 則

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

## 栃木県規則第 8 号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 6 年 3 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成 5 年栃木県規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、<u>栃木県体育施設設置及び管理条例</u>（平成 5 年栃木県条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、栃木県体育施設（以下「体育施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（利用券の交付）</p> <p><b>第 7 条</b> 条例第 3 条に規定する特定施設を普通利用しようとする者は、<u>条例第 10 条第 1 項</u>の規定により利用料金を指定管理者に支払い、利用券の交付を受けなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、<u>栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例</u>（平成 5 年栃木県条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、栃木県体育施設（以下「体育施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（利用券の交付）</p> <p><b>第 7 条</b> 条例第 3 条に規定する特定施設を普通利用しようとする者は、<u>条例第 13 条第 1 項</u>の規定により利用料金を指定管理者に支払い、利用券の交付を受けなければならない。</p> <p><b>第 12 条 削除</b></p> <p style="text-align: center;"><u>（附属施設及び器具の使用料）</u></p> <p><b>第 13 条</b> <u>条例別表 3 栃木県グリーンスタジアム使用料の部に規定する附属設備及び器具の使用料は、別表第 3 のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（使用料の納付）</u></p> <p><b>第 14 条</b> <u>栃木県グリーンスタジアムの許可利用者は、第 5 条第 3 項の利用許可書又は第 6 条第 2 項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が定める納期限までに使用料を納付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（使用料の免除）</u></p> <p><b>第 15 条</b> <u>条例第 11 条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>

(附属設備及び器具の利用料金の基準額)

**第12条** 条例別表に規定する附属設備及び器具の利用料金の基準額は、別表第3のとおりとする。

(利用料金の公告)

**第13条** 知事は、条例第10条第2項後段の承認をしたときは、当該承認に係る利用料金を公告するものとする。

**第14条・第15条** 略

(使用料の還付)

**第16条** 条例第12条ただし書の規定により知事が還付することができる使用料の額は、次に掲げる場合に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 利用者の責めによらない理由により体育施設の利用ができなくなった場合 既に納付した使用料の全額

(2) 利用日の7日前までに第6条第3項の利用取消届出書の提出があった場合 既に納付した使用料の5割に相当する額

2 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(附属設備及び器具の利用料金の基準額)

**第16条の2** 条例別表に規定する附属設備及び器具の利用料金の基準額は、別表第4のとおりとする。

(利用料金の公告)

**第16条の3** 知事は、条例第13条第2項後段の承認をしたときは、当該承認に係る利用料金を公告するものとする。

**第17条・第18条** 略

**別表第3** (第13条関係)

体育施設名	附属設備及び器具名	使用単位	使用料	
栃木県グリーンスタジアム	大型映像装置	1時間につき	5,540円	
	可搬型映像装置	1時間につき	640円	
	照明設備	メインラウンド	1/4灯	1時間につき 16,700円
			1/3灯	1時間につき 18,000円
		サブグラウンド	1/2灯	1時間につき 27,900円
			全灯	1時間につき 49,100円
	サブグラウンド	1時間につき	9,320円	

**別表第3** (第12条関係)

体育施設名	附属設備及び器具名	使用単位	基準額
栃木県立日光	略	略	略

**別表第4** (第16条の2関係)

体育施設名	附属設備及び器具名	使用単位	基準額
栃木県立日光	略	略	略

霧降アイスアリーナ					霧降アイスアリーナ				
	大型映像装置		1時間につき	5,540円					
	可搬型映像装置		1時間につき	640円					
栃木県グリーンスタジアム	照明設備	メイキングラウンド	1/4灯	1時間につき	16,700円				
			1/3灯	1時間につき	18,000円				
			1/2灯	1時間につき	27,900円				
			全灯	1時間につき	49,100円				
		サブグラウンド	1時間につき	9,320円					
略	備考 略				略	備考 略			

別記様式第2号(その1)中「栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則」を「栃木県体育施設設置及び管理条例及び栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則」に改め、同様式(その2)中「|使用料|」を「|利用料金|」に、「|納付期限|」を「|支払期限|」に、「栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則」を「栃木県体育施設設置及び管理条例及び栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則」に改め、同様式(その3)から(その8)までの規定中「栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則」を「栃木県体育施設設置及び管理条例及び栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則」に改める。

別記様式第4号中「変更後の使用料(利用料金)」を「変更後の利用料金」に、「変更前の使用料(利用料金)」を「変更前の利用料金」に、「この許可により納付すべき使用料(支払うべき利用料金)」を「この許可により支払うべき利用料金」に、「納付(支払)期限」を「支払期限」に改める。

別記様式第6号及び別記様式第7号を削る。

**附 則**

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(スポーツ振興課)

**栃木県規則第9号**

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

**とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則**

(とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第1条** とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則(平成7年栃木県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一時保護等の申請)	(一時保護等の申請)
<b>第2条</b> 困難な問題を抱える女性への支援に関する	<b>第2条</b> 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34

法律（令和4年法律第52号）第2条に規定する困難な問題を抱える女性（以下「困難な問題を抱える女性」という。）の一時保護又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）の一時保護は、北館の一時保護施設（以下「一時保護施設」という。）において行うものとし、これらの一時保護については、困難な問題を抱える女性又は被害者（以下「困難な問題を抱える女性等」という。）の申請により行う。

2 困難な問題を抱える女性の自立支援又は被害者の保護は、北館の女性自立支援施設（以下「女性自立支援施設」という。）において行うものとし、当該自立支援又は保護については、困難な問題を抱える女性等の申請により行う。

3 第1項の一時保護及び前項の自立支援又は保護（以下「一時保護等」という。）を受けようとする困難な問題を抱える女性等は、一時保護施設又は女性自立支援施設（以下「一時保護施設等」という。）への入所について、一時保護（自立支援・保護）申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、一時保護等の決定を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合にあっては、この限りでない。

4 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、一時保護施設等への入所を決定したときは、同項の申請者に一時保護（自立支援・保護）決定通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（入所定員及び入所期間）

**第2条の2** 一時保護施設等の入所定員及び入所期間は、次のとおりとする。

区 分	入所定員	入所期間
略		
女性自立支援施設	略	

2 知事は、一時保護施設等における一時保護等の決定を受けた困難な問題を抱える女性等（以下「入所者」という。）に特別の事情があると認めたとときは、前項の規定にかかわらず、その入所期間を延長することができる。

（健康管理）

**第2条の3** 知事は、入所者のうち、第2条第2項の自立支援又は保護をした困難な問題を抱える女性等に対し、定期的に健康診断その他必要な検査を行うものとする。

条第3項 \_\_\_\_\_に規定する要保護女子 \_\_\_\_\_（以下「要保護女子 \_\_\_\_\_」という。）の一時保護又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）の一時保護は、北館の一時保護施設（以下「一時保護施設」という。）において行うものとし、これらの一時保護については、要保護女子 \_\_\_\_\_又は被害者（以下「要保護女子等 \_\_\_\_\_」という。）の申請により行う。

2 要保護女子の収容保護 \_\_\_\_\_又は被害者の保護は、北館の婦人保護施設 \_\_\_\_\_（以下「婦人保護施設 \_\_\_\_\_」という。）において行うものとし、当該収容保護又は保護については、要保護女子等 \_\_\_\_\_の申請により行う。

3 第1項の一時保護及び前項の収容保護又は保護（以下「一時保護等」という。）を受けようとする要保護女子等 \_\_\_\_\_は、一時保護施設又は婦人保護施設 \_\_\_\_\_（以下「一時保護施設等」という。）への入所について、一時保護（収容保護・保護）申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、一時保護等の決定を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合にあっては、この限りでない。

4 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、一時保護施設等への入所を決定したときは、同項の申請者に一時保護（収容保護・保護）決定通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（入所定員及び入所期間）

**第2条の2** 一時保護施設等の入所定員及び入所期間は、次のとおりとする。

区 分	入所定員	入所期間
略		
婦人保護施設 _____	略	

2 知事は、一時保護施設等における一時保護等の決定を受けた要保護女子等 \_\_\_\_\_（以下「入所者」という。）に特別の事情があると認めたとときは、前項の規定にかかわらず、その入所期間を延長することができる。

（健康管理）

**第2条の3** 知事は、入所者のうち、第2条第2項の収容保護又は保護をした要保護女子等 \_\_\_\_\_に対し、定期的に健康診断その他必要な検査を行うものとする。

(自立支援等)

**第2条の4** 知事は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行うものとする。

(旅費の支給)

**第2条の6** 知事は、入所者が、次の各号のいずれかに該当し、旅費の負担能力がないと認めるときは、予算の範囲内において、旅費の実費の全部又は一部を支給することができる。

- (1) 略
- (2) 女性自立支援施設その他の関係機関に入所、入院等をする場合

(一時保護等の廃止)

**第2条の7** 略

- 2 前項の申出は、一時保護(自立支援・保護)廃止申出書(別記様式第3号)を提出して行われなければならない。
- 3 知事は、入所者について一時保護等の必要がなくなつたと認めるときは、一時保護等の廃止を決定し、一時保護(自立支援・保護)廃止決定通知書(別記様式第4号)により当該入所者に通知するものとする。
- 4 略

(入所者に対する指導等)

**第2条の4** 知事は、入所者の自立のための支援を図るため、その態様に応じた指導、訓練、助言等を行うものとする。

(旅費の支給)

**第2条の6** 知事は、入所者が、次の各号のいずれかに該当し、旅費の負担能力がないと認めるときは、予算の範囲内において、旅費の実費の全部又は一部を支給することができる。

- (1) 略
- (2) 婦人保護施設その他の関係機関に入所、入院等をする場合

(一時保護等の廃止)

**第2条の7** 略

- 2 前項の申出は、一時保護(収容保護・保護)廃止申出書(別記様式第3号)を提出して行われなければならない。
- 3 知事は、入所者について一時保護等の必要がなくなつたと認めるときは、一時保護等の廃止を決定し、一時保護(収容保護・保護)廃止決定通知書(別記様式第4号)により当該入所者に通知するものとする。
- 4 略

別記様式第1号中「一時保護(収容保護・保護)申請書」を「一時保護(自立支援・保護)申請書」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「収容保護」を「自立支援」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第2条関係)

様	第 年 月 日 号
栃木県知事 <span style="float: right;">印</span>	
一時保護(自立支援・保護)決定通知書	
次のとおり一時保護(自立支援・保護)を決定したので、とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則第2条第4項の規定により通知します。	
一時保護(自立支援・保護) 開始年月日	年 月 日
一時保護(自立支援・保護) 決定者氏名	
同伴者氏名	
備考	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



別記様式第3号中「一時保護（収容保護・保護）廃止申出書」を「一時保護（自立支援・保護）廃止申出書」に、「収容保護」を「自立支援」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号(第2条の7関係)

様	第 年 月 日 号
栃木県知事	印
一時保護(自立支援・保護)廃止決定通知書	
次のとおり一時保護(自立支援・保護)の廃止を決定したので、とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則第2条の7第3項の規定により通知します。	

一時保護(自立支援・保護) 廃止年月日	年 月 日
------------------------	-------

一時保護(自立支援・保護) 廃止者氏名	
------------------------	--

同伴者氏名	

備考	
----	--

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年栃木県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p><b>第6条の2</b> 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>—</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p><b>第6条の2</b> 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>_____</u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

(栃木県県営住宅条例施行規則の一部改正)

**第3条** 栃木県県営住宅条例施行規則(平成9年栃木県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者資格)</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の<u>女性自立支援施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について(平成20年5月9日付け雇児福発第0509001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、<u>女性相談支援センター</u>等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに準ずると知事が</p>	<p>(入居者資格)</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の<u>婦人保護施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について(平成20年5月9日付け雇児福発第0509001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、<u>婦人相談所</u>等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに準ずると知事が</p>



事務を委託したとき又は法第243条の2の3第1項の規定により公金の徴収若しくは収納に関する事務を委託した指定公金事務取扱者（法243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）の指定を取り消したときは、会計管理者に報告しなければならない。

（収納事務を委託することができる歳入等）

第53条の2 法第243条の2の5第1項の規定により、収納に関する事務を委託することができる歳入等について知事が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 令第173条の2第1項各号に掲げる歳入
- (2) 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (3) 分担金
- (4) 負担金
- (5) 不動産売払代金
- (6) 過料
- (7) 損害賠償金（第9号に掲げる遅延損害金を除く。）
- (8) 不当利得による返還金
- (9) 第3号、第4号及び第6号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第4号、第5号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金

（徴収又は収納事務を受託した指定公金事務取扱者の義務）

第54条 公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、その徴収した歳入又はその収納した歳入等を現金払込書により速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 前項の場合において、指定公金事務取扱者は、その徴収した歳入又はその収納した歳入等の内容を示す受託収入計算書を関係する課長又は公所の長に提出しなければならない。

（徴収又は収納事務を受託した指定公金事務取扱者の検査）

第54条の2 会計管理者は、法第243条の2第8項の規定による公金の徴収又は 収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者の検査

に当たっては、会計局職員のうちから検査員を命じて行わせるものとする。

2 略

を委託したとき又は令第158条の2第1項の規定により地方税の収納の事務を委託した

ときは、会計管理者に報告しなければならない。

（徴収又は収納事務の受託者の義務）

第54条 歳入の徴収又は収納の 事務の委託を受けた者は、その徴収し、又は 収納した歳入金

を現金払込書により速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 前項の場合において、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、その徴収し、又は 収納した歳入 の内容を示す受託収入計算書を関係する課長又は公所の長に提出しなければならない。

（徴収又は収納事務の受託者の検査）

第54条の2 会計管理者は、令第158条第4項の規定による歳入の徴収若しくは収納の事務 の委託を受けた者の検査又は

令第158条の2第3項の規定による地方税の収納の事務の委託を受けた者の検査に当たっては、会計局職員のうちから検査員を命じて行わせるものとする。

2 略

(資金前渡員の支払)

第84条 略

2～4 略

5 資金前渡員は、控除金が所得税であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第16条に定める納付書により速やかに日本銀行代理店（日本銀行歳入代理店を含む。）に納入しなければならない。

(支出事務の委託又は指定の取消し)

第91条 課長又は公所の長は、法第243条の2第1項の規定により公金の支出に関する事務を委託したとき又は法第243条の2の3第1項の規定により公金の支出に関する事務を委託した指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、会計管理者に報告しなければならない。

2 支出に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者に対する支払資金の交付並びに支出に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者の支払及び精算の手続については、資金前渡の例によるものとする。

(支出事務を受託した指定公金事務取扱者の検査)

第91条の2 会計管理者は、法第243条の2第8項の規定による公金の支出に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者の検査に当たっては、会計局職員のうちから検査員を命じて行わせるものとする。

2 略

(契約の締結)

第141条 課長又は公所の長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（以下「契約書等」という。）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、記載又は記録を省略することができる。

(1)～(11) 略

(契約書等の省略)

第142条 課長又は公所の長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書等の作成を省略することができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約の性質又は目的により契約書等を作成する必要がないと認めるとき。

(資金前渡員の支払)

第84条 略

2～4 略

5 資金前渡員は、控除金が所得税であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第5条に定める納付書により速やかに日本銀行代理店（日本銀行歳入代理店を含む。）に納入しなければならない。

(支出事務の委託)

第91条 課長又は公所の長は、令第165条の3第1項の規定により私人に支出事務の委託をしたとき

\_\_\_\_\_は、会計管理者に報告しなければならない。

2 支出事務の受託者

\_\_\_\_\_に対する支払資金の交付並びに支出事務の受託者の支払及び精算の手続については、資金前渡の例によるものとする。

(支出事務の受託者の検査)

第91条の2 令第165条の3第3項において準用する令第158条第4項の規定による支払事務の受託者の検査に当たっては、会計局職員のうちから検査員を命じて行わせるものとする。

2 略

(契約の締結)

第141条 課長又は公所の長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書

\_\_\_\_\_を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、記載\_\_\_\_\_を省略することができる。

(1)～(11) 略

(契約書の省略)

第142条 課長又は公所の長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。



の名称及び数量  
(2)・(3) 略

別表第1 (第2条関係)

所属区分	公 所
略	
環境森林部	環境森林事務所 環境管理事務所 森林管理事務所 林業センター 林業大学校
産業労働観光部	計量検定所 産業技術センター  県央産業技術専門校
農政部	農業振興事務所 農業総合研究センター 農業大学校  水産試験場 家畜保健衛生所 畜産酪農研究センター
県土整備部	土木事務所 下水道管理事務所
略	
教育委員会	教育事務所 総合教育センター 図書館  県立学校（宇都宮東高等学校附属中学校、佐野高等学校附属中学校、矢板東高等学校附属中学校及び大田原東高等学校を除く。）
略	

別表第2 (第3条関係)

- 1 略
- 2 公所の長への特定委任事項

公所の長名	委 任 事 項
略	
環境森林部関係公所の長（環境管理事務所長を除く。）	1 土木建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務 (1)・(2) 略 (3) 前2号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行（変更後の請負額が3億円以上のもの） _____ 事案の決

の名称及び数量  
(2)・(3) 略

別表第1 (第2条関係)

所属区分	公 所
略	
環境森林部	環境森林事務所 環境管理事務所 森林管理事務所 林業センター
産業労働観光部	計量検定所 産業技術センター 労政事務所 県央産業技術専門校
農政部	農業振興事務所 農業試験場 農業大学校 農業環境指導センター 水産試験場 家畜保健衛生所 畜産酪農研究センター
県土整備部	土木事務所 下水道管理事務所 公園事務所
略	
教育委員会	教育事務所 総合教育センター 図書館 青年の家 少年自然の家 県立学校（宇都宮東高等学校附属中学校、佐野高等学校附属中学校、矢板東高等学校附属中学校及び大田原東高等学校を除く。）
略	

別表第2 (第3条関係)

- 1 略
- 2 公所の長への特定委任事項

公所の長名	委 任 事 項
略	
環境森林部関係公所の長（環境管理事務所長を除く。）	1 土木建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務 (1)・(2) 略 (3) 前2号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行（元請負額等に対する30パーセントかつ300万円を超える増額変更に係る）事案の決



	定及び1件の金額が100万円以上のものの工事又は委託の検査を除く。)		定及び1件の金額が100万円以上のものの工事又は委託の検査を除く。)
農業振興事務所長	<p>1 土地改良工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1号又は前号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行 (<u>変更後の請負額が3億円以上のものの</u>)</p> <hr/> <p>事案の決定及び1件の金額が100万円以上のものの工事又は委託の検査を除く。)</p> <p>(5) 略</p>	農業振興事務所長	<p>1 土地改良工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1号又は前号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行 (<u>元請負額等に対する30パーセントかつ300万円を超える増額変更に係る</u>事案の決定及び1件の金額が100万円以上のものの工事又は委託の検査を除く。)</p> <p>(5) 略</p>
県土整備部関係公所の長	<p>1 土木工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1号又は前号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行 (<u>変更後の請負額が3億円以上のものの</u>)</p> <hr/> <p>事案の決定及び1件の金額が100万円以上のものの工事又は委託(積算業務委託及び積算補助業務委託を除く。)の検査を除く。)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1号又は前号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行 (<u>変更後の請負額が3億円以上のものの</u>)</p> <hr/> <p>事案の決定、第1号に係る工事の検査及び前号に係る場合で、1件の金額が100万円以上のものの委託の検査を除く。)</p>	県土整備部関係公所の長	<p>1 土木工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1号又は前号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行 (<u>元請負額等に対する30パーセントかつ300万円を超える増額変更に係る</u>事案の決定及び1件の金額が100万円以上のものの工事又は委託(積算業務委託及び積算補助業務委託を除く。)の検査を除く。)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1号又は前号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行 (<u>元請負額等に対する30パーセントかつ300万円を超える増額変更に係る</u>事案の決定、第1号に係る工事の検査及び前号に係る場合で、1件の金額が100万円以上のものの委託の検査を除く。)</p>
略		略	
衛生福祉大学校長 林業大学校長 県中央産業技術専門校長 農業大学校長 県立学校の	略	衛生福祉大学校長 県中央産業技術専門校長 農業大学校長 県立学校の	略

長					長				
別表第3 (第4条関係)					別表第3 (第4条関係)				
1 略					1 略				
2 特定決裁事項及び特定専決事項					2 特定決裁事項及び特定専決事項				
区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項	区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
略					略				
医薬・生活衛生課	略				薬務課	略			
環境森林部各課共通	1 土木建築工事に係る予算の執行に関する次の事務				環境森林部各課共通	1 土木建築工事に係る予算の執行に関する次の事務			
		(1) 部長専決事項に係る請負工事	(1)・(2) 略 (3) 部長専決事項及び課長専決事項に係る請負工事及び業務委託			(1) 部長専決事項に係る請負工事の元請負額に対する30パーセント以内の設計変更(変更後の請負額が3億円以上5億円未満のもの事案の決定に限る。)	(1)・(2) 略 (3) 部長専決事項及び課長専決事項に係る請負工事及び業務委託の元請負額等に対する30パーセント以内の設計変更(変更後の請負額が3億円以上5億円未満のもの事案の決定に限る。)		
略					略				
農村振興課	1 土地改良工事に係る予算の執行に関する次の事務				農村振興課	1 土地改良工事に係る予算の執行に関する次の事務			
	(1) 略		(1) 部長専決事項に係る請負	(1)～(3) 略 (4) 部長専決事項及び課長専決事項		(1) 略		(1) 部長専決事項に係る請負	(1)～(3) 略 (4) 部長専決事項及び課長専決事項





2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせる者に対する改正後の栃木県財務規則第 53条、第54条、第54条の 2、第91条、第91条の 2 及び別表第 5 の規定の適用については、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

(会計局会計管理課)

**企 業 局**

**栃木県公営企業管理規程第 3 号**

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程**

栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収又は収納の委託)</p> <p><b>第29条の 2</b> 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の 2 <u>において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項</u>の規定により <u>公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「収入受託者」という。）</u>は、その徴収し、又は収納した収入金を現金払込書により、速やかに出納取扱金融機関に払い込まなければならない。この場合において、収入受託者は、その徴収し、又は収納した収入の内容を示す計算書を添付しなければならない。</p>	<p>(徴収又は収納の委託)</p> <p><b>第29条の 2</b> 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の 2 _____ _____の規定により、<u>公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「収入受託者」という。）</u>は、その徴収し、又は収納した収入金を現金払込書により、速やかに出納取扱金融機関に払い込まなければならない。この場合において、収入受託者は、その徴収し、又は収納した収入の内容を示す計算書を添付しなければならない。</p>
<p>(口座振替)</p> <p><b>第37条の 2</b> 出納員は、債権者の申出により預金口座への振替の方法により支払をしようとするときは、出納取扱金融機関に対し、出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、若しくは支払資金の交付に関する通知書を交付し、及び振替依頼書を交付し、又は小切手若しくは当該通知書及び振替依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。<u>以下同じ。</u>）を送信し、出納取扱金融機関をして振り替えさせるものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(口座振替)</p> <p><b>第37条の 2</b> 出納員は、債権者の申出により預金口座への振替の方法により支払をしようとするときは、出納取扱金融機関に対し、出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、若しくは支払資金の交付に関する通知書を交付し、及び振替依頼書を交付し、又は小切手若しくは当該通知書及び振替依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう_____。）を送信し、出納取扱金融機関をして振り替えさせるものとする。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(出納取扱金融機関の担保)</p> <p><b>第59条の 3</b> 令第22条の 3 第 2 項の規定により出納取扱金融機関が提供する担保の額は、5,000万円とし、<u>現金又は国債、</u> _____<u>栃木県債</u>その他管理者の権限を行う知事が適当と認めた有価証券をもってしなければならない。</p> <p>2 前項の担保を受け入れするときは、<u>第50条から</u></p>	<p>(出納取扱金融機関の担保)</p> <p><b>第59条の 3</b> 令第22条の 3 第 2 項の規定により出納取扱金融機関が提供する担保の額は、5,000万円とし、 _____<u>国債又は栃木県債</u>その他管理者の権限を行う知事が適当と認めた有価証券をもってなければならない。</p> <p>2 前項の担保を受け入れするときは、<u>第51条及び</u></p>

第52条までの規定に準じて整理するものとする。

(契約の締結)

第127条 課所長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書又は電磁的記録（以下「契約書等」という。）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、記載又は記録を省略することができる。

(1)～(11) 略

(契約書等の作成の省略)

第129条 課所長は、第127条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書等の作成を省略することができる。この場合において見積書又は相手方の請書その他必要な書類を徴しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その他特に契約書等を必要としない軽易な契約をするとき。

(契約保証金)

第130条 略

2・3 略

4 前項の書面の提出（第43条第4号の保証事業会社の保証を保証金に代わる担保として提供させる場合に限る。）については、当該書面の提出に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に定める措置を講じたものをいう。）をもつて行わせることができる。この場合においては、当該書面により提出が行われたものとみなす。

5 略

第52条の規定に準じて整理するものとする。

(契約の締結)

第127条 課所長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書

を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、記載を省略することができる。

(1)～(11) 略

(契約書の作成の省略)

第129条 課所長は、第127条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。この場合において見積書又は相手方の請書その他必要な書類を徴しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その他特に契約書を必要としない軽易な契約をするとき。

(契約保証金)

第130条 略

2・3 略

4 略

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経営企画課)